

令和元年度 第2回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

日時	令和元年9月4日（火）午後3時03分から午後5時03分まで
開催場所	新宿区役所 第一分庁舎8階
出席者 （名簿順）	高橋貴志委員、宮崎豊委員、小原敏郎委員、大貫奈美子委員、越智創委員、米山厚司委員、青野啓子委員、千葉伸也委員、角由紀実委員、古川ワカ委員、青山章子委員、小原聖子委員
欠席者	加藤健委員、竹内久美子委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会長挨拶</li> <li>3 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 新規開設の保育施設について</li> <li>（2） （仮称）新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)について</li> </ol> </li> <li>4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 待機児童解消に向けた取り組みについて</li> <li>（2） 令和2年度学童クラブ利用推定について</li> </ol> </li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

（1）新規開設の保育施設について

**事務局** 資料1に基づき説明

**委員A** 大規模物件の開設に伴って保育所を設置するのだと思うが、定員について、ゼロ歳がないのはいいとして、4・5歳もない。ここで3歳まで過ごした後、4・5歳以降についてはどのような見通しや計画があるのか。

**事務局** まず、4・5歳がなぜないかについて。再開発の事業者と面積の確保について長い間検討したが、確保できたのが214㎡という中で、新宿区の状況を見て、ゼロ歳よりも1歳以降、そしてやはり1・2・3歳を厚くしたいということで、こういう設定になった。

4歳以降の処遇については、こちらの園はロケーションの関係で、新宿区の中でも四谷地域だけではなくて、ほかの地域からもかなりの方が来る可能性があると考えている。しかし、実際にどういう方が入ってくるかは来年の6月以降の入園の状況を鑑みないと分析もできないといった状況なので、処遇については今後検討していくというところで考えている。

**委員B** 開設は6月ということだが、建物自体の完成時期との関係か。

**事務局** 建物の引き渡しは2月と聞いている。ただ、内部改修もそれなりの工事を伴うので、保育事業者と再開発の事業者で調整して、1月の終わりごろから工事に入れるよう調整を進

めている。

4月の開設は、工事の関係からなかなか厳しい。それから、例えば10月など区切りのいいところも検討するとともに、できるだけ早く開設したいという再開発事業者の要望もいれて、現時点では6月という予定としている。

## (2) (仮称)新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)について

**事務局** 資料2に基づき説明

**委員B** 今回新たに児童虐待を取り上げており、私もすごく気になっていたので、よいと思った。30年度に虐待相談がふえたとのことだが、いろいろなチラシや掲示などで、そういうのを見かけたらすぐ連絡をする、通告をするということがどんどん進められたということはかなり大きかった。実際その通告が行われているのは、どういうところからが多いのか知りたい。通っている保育園などなのか、それとも家庭の中からののか。いろいろと悲惨なことが今起こっている中で、どういう傾向が新宿区にあるのかは非常に気になる。

**事務局** 詳細のデータは手元にないが、日々の報告を受けている中では、通っている保育園、子ども園、幼稚園からの連絡は確かにあるが、それよりも近隣の方の夜の泣き声通告や、民生児童委員さんが地域の中でキャッチして、子ども家庭支援センターに連絡するといったような、施設からというよりも地域の方々からの連絡が多いと感じている。

それから30年度、相談が非常に多かったという話について、ご承知のとおり、子どもが犠牲となる悲惨な虐待が起こったり、また、交通事故や誘拐などということもニュースで非常に多く報道されたりして、地域全体で関心が非常に高まったというタイミングもあったのかと考えている。

**委員B** これだけの相談や通告に対応できるぐらいのキャパシティがあるのかどうかということところは、すごく気になるところなので、そちらの対応も今後お願いしたい。

**委員C** クローズアップされている分、そういう相談や通告が増えたのだと思う。私は今月、自己肯定感を高める子育てについての講座を行うのだが、そこに定員の倍の申込みがあった。どんなことを学びたいか質問を出したところ、一番多かったのが、叱ってしまったり、つい感情的になってしまったりとか、そういう内容だった。

虐待発生予防の取り組みは、どちらかというと顕在化したものに対して、親がまずいと思うなど、当事者意識のある人たちが相談する状況、内容が多いと思っている。その前に、若干そういう気のある方や、もしくは、そもそもやってはいけないという意識のある方々が、どうやって虐待に陥らないようにするかというところが、また対策が必要なのかなと感じた。そういった予防的観点、顕在化していない親向けにも、何か考えていただきたい。

顕在化したものというのは、周りの方からの報告とか、あとは実際にやってしまったみたいな、そういう親からの話とかだと思うが、そうじゃない人は相談センターがあっても、実際やってしまわない限りなかなか相談しにくいというところがある。自分が責められているようになってしまうというのがあると思う。今、民間でも場づくりが大事だ、生きる場所とか居心地がいいところが必要という世の中になりつつある。例えば子ども食堂が、どちらかというところと貧困家庭の場というよりは、親が安心する、ちょっとストレスを解消できる場づくりになっている、などがある。そういうような場づくり的のところも意識して、全体的によ

りよくしていけたらいいと思った。

**事務局** 予防的な取り組みが大切だというのは、私どもも重々承知している。ショートステイや家庭訪問の事業も、負担感をなるべく軽減するようにという予防の側面での事業でもある。

顕在化していない部分も非常に気になるというご意見に関しては、子ども家庭部だけではなく区全体としての取り組みの中で、例えば赤ちゃんが生まれたときに訪問をして、そのお母さん、お子さんの様子、それから家庭の状況などを確認し、必要があれば支援につなげていくといったような取り組みもしているし、多くの自治体でやっている、1歳半・3歳児の健診などの機会も捉えて、危ないと思うものに関しては必要な支援につなげるといったような取り組み、これも新宿区でも行っている。

居場所づくりの重要性についても、子ども家庭支援センター、児童館の中においても、乳幼児の親子の集いの場みたいなことも行っているし、保育園や子ども園、幼稚園でも、在園している園児だけではなく、主に家庭で子育てをしている方々に対して、さまざまな場とか、いろいろな取り組みを提供している。

**委員 C** やっているというのは感じているが、思った以上にニーズがあるんだと実感している。

**副会長** 虐待を未然に防ぐことは大切だと思うが、現状問題になっているのは、SOSが出たときに、対応する力がどれくらいそれぞれの市町村にあるのかということだと思う。駆けつけるまでに時間がかかるとか、相談があるのにそれに応じられないとか、時間が過ぎていく中でもっと悪化していくというのがあると思う。児童相談所の整備とともに、専門性のある職員の育成のために、研修を受けさせるということが記されている。それよりもマンパワーとして実質的な人数の配置をどうするのかということも、すごく大切なような気がする。もちろん正規では難しくても、非常勤職員としてこのような配置をしていくというようなものを描く必要があるのではと思うが、その辺はどうか。

**事務局** 現に東京都や近隣の県、市に職員派遣研修に出している。児童相談所が開設して、その後人を集めて育成していくのでは遅いので、事前の準備に入っている。

ご承知のとおり、児童相談所には基準の職員配置がある。23区が、1区を除いて児童相談所を設置していこうと、今どこの区でも準備をしていて、はっきり言って人の取り合いが起きている。その中でどれだけの人の確保ができるか、うまくいかないこともあるかもしれないと想定しながら、事前の備えとして、研修にも取り組んでいる。

**委員 D** ほかの区や県から引っ越してきて、向こうではわかっていたことが、新宿区に来たときに、把握していなかったということがピックアップされている。虐待だけに限らず、例えば私は妊娠のときから新宿区にいたので、「はっぴー子育てガイド」などで情報を取り入れて、産後どこに相談したらいいのかというのはわかっていたけれども、突然ご主人の転勤などで転入してきた新宿区の子育て世代の方々に対して、虐待を含めて、今までいた方と違った何か補助や対策を行っているのか。

**事務局** 区に転入した方が何か情報を得たいというような場合は、「はっぴー子育てガイド」や、「しんじゅく子育て応援ナビ」などの活用をお願いしている。その方に子どもがいて、少しでも何かきっかけがあれば、区のほうではすぐに情報が送達できるような、そういった仕組みは用意している。

**委員 D** 虐待防止に関して、転居元の児童相談所とのやりとりは行っているか。

**事務局** 通常の全国的な手続きとしては、虐待のケースになっている子どもが、Aの自治体からBの自治体に転居する場合は、Aの自治体からBの自治体に転居しますので、こういうふうなケースでこういう家族構成で、こういうふうなかかわりを今までしてきましたよ、だからそちらの自治体でも配慮してくださいねという形での連絡を必ずするようになっている。

なので、区に転入する方に対しても、そういった情報が子ども総合センターや子ども家庭支援センターにも入ってきて、保護者の同意があって情報提供があれば、子ども家庭支援センター、子ども総合センターで相談を受けますよというふうな話はしている。

ただ、難しいのが、そういった情報をやりとりする保護者同意がない場合、いきなり行政が行ったところで門をあけてくれないということもあるので、地域の方々と情報共有しながら見守り体制をとって、何かあればすぐ動けるような対応をするという形になっている。

**委員 E** 虐待のことについての追加で、まず1つは、さっき話も出ていたように、児童相談所の職員が各区で取り合いになっているというのはいろいろなところで聞く。大変だとは思いますが、手厚く職員配置をしてもらえればと思う。児童相談所に行ったことがあるという子どもの話を聞いたことがあるのだが、なかなかそこが安心して保護される場所ではないというか、人権が守られていないというか、二度とあそこには行きたくない、という。虐待から保護されてもそこで安心できないということだと、子どもとしても（虐待されていたとしても児童相談所で過ごすくらいなら）家に帰りたいというふうになるだろうと思うので、そういったことに予算をかけていかないといけないのかなと思う。区で開設するということはすばらしい英断だと思うので、ぜひお願いしたい。

もう一つは、もともと都の児童相談所が新宿区にあるが、そことのすみ分けはどうなっているのかということ。現在、東京都のしくみとして、都の設置する児童相談所と、区市町村には子ども家庭支援センターがあって、何かあったときにいきなり児相ではなく、ワンクッションあるのがよいと思っている。個人的に通告まではいかないけれど心配なおおさんがいたときに、相談することもあるのだが、相談員の方も結構異動があって、継続的に相談をしても、異動してしまったりすると、また新しい方にどこまで話していいのかわからなかった。人材を継続的に確保するということは大変だとは思いますが、人を信頼して相談したりケアしたりしていくためには、予算が必要だと思う。ここに力を入れて、頑張っていただきたい。

**事務局** 区で児童相談所を持つことになれば、基本的に今まで東京都がやっていた役割は当然区でやるようになると思う。だが、いきなり児童相談所を区が設置したから、じゃあケースを全部引き継いで、後は新宿区さん、頑張っってねというような形にはならないと思っている。当然ケースの引き継ぎや、その細かなやりとりというので、ある程度継続的に引き継ぎみたいな形のかかわりが、一定期間は必要なのではないかと考えている。

**委員 E** ということは、都の児童相談所は新宿区内にあるけれども、新宿区のケースは基本的には扱わないというイメージでよいか。

**事務局** そのイメージでよい。

**事務局** 東京都とは連携をとりながらやっていく必要がある。区でこれから児童相談所を持つていくが、非常に専門的な部分、例えば障害が非常に重いといったような児童の場合、あるいは犯罪が絡んでいるような場合などには、都の専門的なところと連携をとりながら、特に保護などの面に関してはそのような施設とも広域的に連携をとりながら進めていきたいと考

えている。

**委員 A** サポートチーム会議に出席した経験からすると、やはり都の児童相談所の方はもうケースをたくさん持ち過ぎていてアップアップで、実際に訪問とかは子ども家庭支援センターや子ども総合センターの方にお任せしていて、何かこれではだめだよなと思っていたところが、すごく大変なことに新宿区がチャレンジしてくれるので、地元の施設としては本当にありがたいと思っている。

それで質問なのだが、そもそも開設はいつを目指しているのか。また、一時保護については区の児童相談所ができるのと内部に置くのだろうが、例えばDV被害の母子を逃がす場合は、現状広域に逃がす、新宿区のケースはほかの区の、例えば宿泊所とかで保護して、住民票も、例えばお父さんがDVをしているとわからないようにしたりとか、小学校はうまく区の間で転校の手続がされたりという、非常にすばらしいことがされているのだが、それは区に児童相談所が移管されても、そこは引き継いでいけるのか。

**事務局** 児童相談所については、今、区としては令和3年4月の開設を目指しながら準備をしている。

また、DV被害の母子については、まずは主要なキーパーソンの役割をするところが、この部署が一番適当なのかということの中で、入り口が分かれてくると思う。もしも、子ども総合センターのほうでということであれば、今後一時保護所の活用も視野の一つにはなると思うが、そうした場合は、子どもは一時保護所に入るけれども、お母さんのほうはどうすればいいんだということもあるわけで、そういったところはサポートチーム会議などの中で、どういった役割分担で、その家庭に対してどういった支援が一番いいのか、一時保護になるのか母子生活支援施設になるのかということは、協議をして進めていくべきものと考えている。

**委員 C** 先ほど場づくりということを少し言わせてもらったが、それはその場を通して、実際に対象となる人たちの情報が入ってくるということだと思う。今までは学校とか保育園とか、そういうところでキャッチして、そういう人たちを適切なところに紹介するというのがあったと思うが、今は多様な子育てがある中で、いろんな場づくりをしてきていて、そこが受け皿になるのかなと思う。例えば子ども食堂も、民間でやっていたりする場合も多いから余裕はないかもしれないが、そこに来る親たちの本音がぱっと出やすい場所だと思うので、そこをうまくキャッチして適切なところに相談できるような仕組みづくりが、非常に今後有効になってくると思うので、考えてもらえたらと思った。

あともう一つ、育てるという児童相談所の関係は非常にいい考えだと思う。実際こういうことに取り組んでいる専門家とか経験者は、どうしても虐待の話だけじゃなくて1人何役と抱えている方が多いと思うので、それなら最初から雇って育てるという、その必要性はどうしても先々考えるとあると思うので、進めてもらえたらと思う。

**事務局** 場づくりは非常に大切だということは、当然思っている。場を用意して、自由にリラックスしてもらえよう時間を設けたり、逆に日々来られる方々の様子を見て、こういうことが困り事なのかとキャッチしたり、それを講座や事業というような形で、よりよい理解につながるような形でやっている。

ただ、当然得意とする分野もあれば不得意の分野もあるので、いろんな関係機関から講座

の案内とか、よかったらどうですかという声も、担当の職員のほうからしていくような取組みもしているので、こういった重要な視点を忘れずに今後もやっていきたい。

**委員 F** 「放課後子どもひろば等の充実」という項目の中で主な事業が紹介されているが、そこにひろばプラスや学童クラブ機能つき放課後ひろばの話がないなと思った。ひろばプラスを今後進めていくのであれば、実際その事業をやっているし載せてよいのでは、と思った。

あと、その事業をやっている事業者としては、機能が拡充したのであれば人も必要になるので、予算も何とかしていただきたいという思いもある。

**事務局** 「放課後子どもひろば等の充実」というところで、この「等」の中には当然ひろばプラスも思いを込めている。同じような事業名を幾つも列記すると、非常に読みづらくなってしまうので、そういったところでの「等」というところに入れておくことをご承知いただければと思う。

**委員 E** 未就学の世帯よりも就学している世帯のほうが満足度が低いという調査結果であった。やはり放課後の子どもの居場所が、親が働いていると学童とか放課後ひろばのようなところで、ということはあるが、それ以外に休みの日などに、就学児の居場所が全体的にない。素案ではほとんど児童館という言葉が出てこないが、手厚くはならないけれども衰退しないということではよかったか、という確認をもう一度したい。

それから、いろいろなことに絡んでくるのだが、地域協働学校とか地域の力をというような項目が出てくるが、そもそも、中学受験する子の割合が本当に高く、中学生になると地域以外のところに通って出てしまっている。だから一生懸命地域を手厚くしても、週末も部活などで地域に残る子が少ないという印象がある。

そして受験するのが、もっと学業を頑張らせたいということだけじゃなくて、みんなが私立に行き公立に行く子が少ないので、公立の児童数が減り、部活の種類が減って、学校が統廃合されてというように悪循環になっているところがある。何かで今一番中学生に人気のある部活はバスケだと聞いたのだが、それはやっぱりバスケは5人でできるからだと思う。やはりサッカーとか野球とか大人数でやる部活が、本当に新宿区内は減ってしまっていて、サッカーなんかは、こんなに競技人口が多いのに、4校～5校しかサッカー部がある学校がない。サッカーをクラブチームでやるほどではないけれどもサッカーが好き、でも部活がないということで、勉強は好きではないけれども私立でサッカー部のある学校に行くために受験勉強する、というように、地域から子どもが出ていってしまう要素が非常に多い。このあたりは各学校の保護者会で必ず、「もうちょっと部活の数を増やせませんか？」という質問が出るが、なかなか1校単位では解決できないことなのかなと思う。

なので、今は高校野球もチームが組めないところは合同で出たりしているし、もうちょっとサッカーとか野球とかといったような部活に関して総合的に考えていただき、本来は公立に行きたいんだけど、という人が公立に行こうと思えるように何とかならないのかなということが1点目。

2点目は、不登校のところでいろいろ施策があって、これはこれで必要だし、ぜひやっていただきたいが、学校に行けない子の問題を学校で解決しようというのが、そもそも学校に足が向かないので難しいのかなと思う。

なので、学校以外の場所で何か居場所というか、その子が活躍できる、今は学校に行けな

いけれどもここでなら生き生きできる、というような場所が必要で、例えば子ども食堂的なものや、いろいろな地域のいろんな活動で、そっちでは力を発揮するというようなことがあるのかなと思う。地域のほかの団体の連携というところでは、具体的には出てこないが、どうしても学校のことを学校の担当課で考えると、そこでしか施策が考えられないので、やってもやっても不十分というふうになってしまうので、そこは何とか工夫してほしい。

**事務局** まず、地域の力を活用して子どもたちを見守るという点については、今ご指摘いただいたように、各学校が地域協働学校に指定されており、その中で地域の方が放課後の時間に、子どもたちに何か教えていただくとか、地域協働学校には企業も参加しているので、企業の方も借りながら子どもたちを見守るような、そんな取組みを進めているところである。

次に、クラブ活動の支援については、今年度から新たに部活動指導員という制度を取り入れた。これまでは、学校の教員の異動に伴って専門的な指導ができる顧問が不在になってしまうといった課題があったので、部活動指導員という専門のスポーツを教えられる非常勤職員を確保して、より質の高い部活動指導を継続的に行えるような取組みを始めたところである。

また、学校によっては2校合同でクラブ活動を行うといった取組みもしながら充実した部活動ができるようにしている。

**事務局** 不登校に関して、学校以外での子どもの居場所ということについては、やはり今注目していかなくてはいけない視点だと考えている。

実際、区では、教育センターに、つくし教室とって適応指導教室という、学校に通えないけれどそちらに通うというような仕組みも持っている。あと、実態としては、学校以外、いわゆるフリースクールのようなところへ通っている子どももいる。そこと学校との連携について今進めている。

あわせて、地域の中での子どもの居場所については、なかなか仕組みづくりとしては難しいところがあるが、そういった情報を家庭や学校が共有することによって、子どもがそういったところに居場所を見つけることで、いわゆる自尊感情などが高まることで、次のステップに進めるといいのかなと感じている。

具体的に地域を何かの施策に反映させるというのは、なかなか難しいところがあるが、学校以外での子どもの居場所については、今後さまざまな連携をするなど、そのあたりをしっかりと受けとめながら進めていく必要があると考えている。

**会長** 今の学校教育側の発言と、家庭や地域への支援のところがうまく共同してくれないかということが先ほどの委員の質問なのかなと思ったので、ぜひそちらからも一言いただきたい。

**事務局** 質問を2つほど受けているのだと思う。1つ目の児童館は衰退しないということではないか、という確認については、児童館は衰退しない。ただ、何か新たな展開ということがないので、今回この計画の中にとりたててということではないということでご理解をいただきたい。

それから不登校の関係については、ストライクではないかもしれないが、子ども総合センター、それから子ども家庭支援センターにおいても、主に学生のボランティアが学習支援に取り組んでおり、その様子は学校の先生とも情報共有しているので、そこがすごい居心地のいい場所に直結はしないかもしれないが、地域の一つの過ごし場所として、協力できるとこ

ろは今後も協力していきたいと考えている。

**委員 G** 違う質問になるが、無償化について、障害児関係の3歳から5歳の児童発達支援事業でも、あまり知られていないのかもしれないが、無償化すると思うのだが、そのところで児童発達支援を受ける障害を持った子どもがふえる可能性もあると考えられるかと思う。そういうところを織り込んで目標を設定しているのか、そもそも無償化をどう考えているのか、障害児の支援というところで、考えを聞きたい。

あと、もう一つ、スマホアプリでの子育て情報の発信について、私も見てみたのだが、メニューが少ないような気がする。もうちょっと拡充するとかという予定はあるのか。今はスマホで、アプリで見るというのが多いと思うが、何かお知らせがあっても、過去のお知らせのアーカイブが見当たらないのは、ちょっとどうかな、と思った。

**事務局** 児童発達支援の関係について。子ども総合センターは、2階の部分が児童発達支援事業の一事業所として位置づけられている。1日定員80名の事業所で、まだ今ご利用いただいている方に対して、もう少し受け入れの余裕はある。

ただ、この事業の計画については、発達支援事業についての量の見込みと確保方策を法律で示せというようなものではないので、区全体としての数目というのは計画の中には入っていない。今後増えるかもしれないし、まだ受け入れの余裕はあるというのが実態である。

**事務局** アプリについて。「しんじゅく子育て応援ナビ」というアプリを運営しているが、これは子育てを応援するショップのマップの情報や、またイベント、それからお知らせといったメニューがある。お子さんの月齢などを入力すると、健診などの必要な情報が、プッシュ通知で配信される仕組みになっている。そこの中のメニューがさらに必要だということがあれば、またいろいろ情報を得て、内容については課題としていきたい。今現在は一定の必要な情報というのは、このアプリを使ってできているのではないかと思っている。登録をしている人も、一度アプリをダウンロードしている人については、5,000人以上いるような状態である。

**委員 C** 地域協働学校活動に関して、先ほど居場所づくりという話をしたのもあるが、それはもちろん多様な人たちに対応するという意味ではよいが、本来だったら学校がその場であれば、そもそも、つまりインクルーシブな学校で誰もが受け入れられる学校であれば、不登校とかは出てこない。それがどうしても難しい状況になってきているとは思っているのだが、そういう中で地域の力をかりて、学校教育をもっと豊かにするというのがあると同時に、もう一つの視点としては、学校に地域の方が入るだけではなく、それをきっかけに子どもたちが地域に入って地域の活性化もすれば、これはウイン・ウインの政策である。

企業などがいろいろなコンテンツを無償でやってくれるので、それはすごくいいと思うが、同時に地域の力をどれだけ生かせるかということが地域の活性化でもあり、また子どもたちを地域全体が見守る力になっていくと思う。そういう意味で、部活の支援員を公募するとか、しかも有償で、そういうのはすばらしいと思う。

なので、もう一つ地域の人材をもっと生かして、地域づくり、まちづくりと子育てというのをミックスしていくという視点で、さらにちょっと計画立てていただけたらいいなと思う。さらに言うならば、それをボランティアに頼らず、できれば有償で地域の人材を出していけば、何かもう一つまた次元の上だった施策が打てるのかなと思った。



**事務局** 先ほど説明させていただいた、外部人材が学校に来ていただく取組みも推進しているが、逆に児童生徒が地域に出ていくことで、地域を担う人材を育成することも大変重要視している。例えば地域の事業者さんにお邪魔して、職場見学や職場体験をさせてもらうなど、地域を再発見するような、そういった取組みも進めている。

今後も外部から来ていただくだけでなく、子どもたちが外に出て、より地域に親しんで、地域の方と一緒に地域づくりに貢献していけるような取組みについても充実していきたいと考えている。

**委員 H** 私立幼稚園保護者の負担軽減について。具体的な金額を挙げて書いているが、これは素案なのでいいのだろうが、この数字はまだ多分議会を通過していないものだと思う。ただ、この段階で素案が上がっているということは、この金額ありきで話が進んでいるんじゃないかというのが、ちょっといかがなものかなと思う。

今回この事業計画の中で、ほとんどのことは拡充の施策でいいのだが、この無償化に際しては、制度が大きく変わる。かなり大きな変更で、考え方から変わっていく。3歳から5歳の全ての幼児に等しくという考え方のもとにこの無償化がなされるはずで、先ほどの発達支援児についてもそうだ。だとすると、この私立幼稚園の保護者の上限額の内訳とこの積算の根拠をお伺いしたい。

まだ議会を通過していない数字がここに載っているのが、なぜなのかちょっとわからないが、5カ年の計画で、もうここで上限はこの金額だ、とうたってしまったら、もうこれはフィックスプライスになってしまう。これは果たしてここにこういう形で載せるのが適切なのか。

今回、私は別途資料を委員の皆さんにお渡ししていて、後でまたこの問題について説明する内容と重なってくるのだが、ここに具体的な金額が出ているのがちょっとよくわからないので、ご説明いただければと思う。

**事務局** 基本的な数値に関しては、まだ変更とか動きもあるので、ここで一切載せないという考え方もあるが、数値、文言を含めて、まだ変動があるということでご理解いただきたい。あくまでも素案検討資料という位置づけとしたこの資料の取り扱いについては、金額を含めて委員の皆様にはご了解いただきたい。

**事務局** 今ご指摘いただいている内容について、先ほど委員Hのほうからも話があったとおり、議事に提案されて決まっていくところだと思っている。この素案を策定する段階で、まずは今検討している内容なので、必ずしもこれで確定している情報ではないというところはご了解いただければと思う。

今後5カ年を見据えた計画をつくる中で、こういった具体的な内容を落とし込んで、それが縛りになるのかとか、そういったところについては、意図していないので、この素案検討の段階で皆さんにご覧いただいてご意見をいただき、それを踏まえて、この内容については必要に応じて見直しをしていきたい。

**会長** たっぷり時間をとったつもりだが、残り時間が少ないので、この(2)に関しては、ここでとめたいと思う。もしご意見がまだある方は、後ほど事務局のほうに改めて送っていただくということをお願いしたい。

#### 4 報告事項

(1) 待機児童解消に向けた取組みについて

**事務局** 資料3に基づき説明

**副会長** 整備事業者には、株式会社が非常に多い。株式会社がいけないというわけではなく、従来からやっている社会福祉法人がどうしてそこに参入してこないのかなど気になった。ほかの市区町村の動きを見ていると、社会福祉法人が少し入ってくるということがあるのだが、新宿区のここ数年の動きを見ていると、社会福祉法人の動きがないような気がする。それを区としてはどんなふうに捉えているのか。

**事務局** 株式会社がいいとか社会福祉法人でなくてはというふうには思っていないが、このところの新宿区での物件の確保の困難さということから、恐らく動きのいい株式会社の案件が多く出ていると認識している。

実際は、保育の面積の部分や保育士の確保や、あるいは認可園の実施状況といったことを、社会福祉法人も株式会社も同様に検証した上で判断している。

**事務局** 補足をすると、近年の例で言えば、社会福祉法人による子ども園が今年の4月に開設した。とちよう保育園を運営する保育事業所と同じ法人である。

あとは表には出てこないところで、プロポーザルを実施していく中では、社会福祉法人からも手が挙がっていて、結果としてはほかの事業者に決まったという状況もあるので、社会福祉法人からの手が挙がっていないという状況ではない。

(2) 令和2年度学童クラブ利用推定について

**事務局** 資料4に基づき説明

5 その他

**委員H** 資料をまとめたので、お時間のあるときに委員の皆さんにお読みいただきたい。

先ほども申し上げたとおり、この無償化というのが、制度が変わって、法律が変わる。ということは、やはり法の下での平等というものがどうなのかということをお問うものになっている。

問題点は3枚目に整理してまとめている。今回、区立幼稚園にしても保育園にしても、全部不徴収になって無償化されるが、私立幼稚園の保護者には依然として過大な負担が残っているという問題。国や都の上限を超えて区で負担するとのことだが、それでは全然まだ足りていない状況だということが1点。

2番目に、無償化は基本保育料のみに限定して実施しようと検討しているが、普通保護者は、保育料以外の費用も毎月納めている。

例えばこの場合だと、新制度に移行した幼稚園は、保育料が2万5,700円の公定価格で決まっているから、もうそれ以上一切もらえないという制度になってしまいそうである。これが大きな問題に今後なっていくのではないかと。また、東京都の独自補助1,800円、年額3万3,000円というものも、この考えのもとだと受け取れなくなるという、正当な権利が奪われてしまうのではないかとということが懸念されている。

3番目に、認可保育所の運営委託費の食材費について、今回無償化に際して、みんな平等に主食費、副食材費を徴収すべきということになったのだが、どうやら新宿区は徴収しない

で、区が負担する方向でかじを切るようになるようだ。まだこれからアナウンスされる内容かもしれないが。でも、そうであるならば、同じような2号認定の私立幼稚園児に対しても同様の措置がされなければおかしいのではないかということ、この大きく3つの問題がある。

やはり私立幼稚園に通っているからというだけで、区別してほしくない。かつて、もう大分前の話ではあるが、緊急地震速報の受信機が私立幼稚園だけ設置されなかったみたいなこともあった。どうもちょっと外に置かれてしまわれがちなところがあるので、やはり同じ新宿に住む幼児、子どもということで、その命とか育ちを皆さんに大切に考えてもらえるようお願いしたい。

**会長** 今ある種お願いのような形で発言があったので、できれば委員の方々はお読みいただいて、内容について認識していただき、次回の会議のときに発言するなり、少し準備をしてもらえればと思う。きょうは問題提起というところで、発言があったということは議事録として残るというところでよいかと思う。

**事務局** 一応念押しをすると、保育園の副食費の取り扱いのところについては、現段階では区としての方針は対外的にはまだ説明をしていない。その点だけご承知おきいただきたい。

**事務局** アンケートのお願いを1点させていただきたい。8分冊の冊子『子育てのかたち〇△□』を置かせていただいた。これは教育委員会で開催している家庭教育講座などに参加できない家庭が、ご自宅で見えていただくためのものである。

幼児用が1種類、小学校の低学年用が3種類、高学年用が3種類、中学生が1種類ということで、合わせて8種類ある。内容は家庭教育をテーマとして、年齢に応じた子育てのさまざまな課題を取り上げたものであり、監修は学識経験者や臨床心理士などの専門家のご意見も踏まえながら、皆様に手にとってもらえるような構成を心がけている。

毎年見直しをしているため、ぜひ新宿区の子ども・子育て支援事業に広く携わっている委員の皆様のご意見を伺いたく、アンケート用紙に記入してファックスまたはメールで送っていただきたい。

**事務局** 次回開催等についての説明

## 6 閉会